

佐賀県訓令甲第13号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和5年12月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(佐賀県文書管理規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書管理規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び第8号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び第8号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にあるものからなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び第8号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び第8号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にあるものからなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定に</p>

改正前	改正後
<p>びに産業D X・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業D X・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、政策総括監又は政策企画監（政策総括監若しくは政策企画監及び当該政策総括監若しくは政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織又は政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、SSP総括監又は推進監（SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、リーダー（リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）並びに産業D X・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監（産業D X・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業D X・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）をいう。</p> <p>(9)～(21) 略</p>	<p>より置かれた職にある者からなる組織並びに産業D X・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業D X・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、政策総括監又は政策企画監（政策総括監若しくは政策企画監及び当該政策総括監若しくは政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織又は政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、SSP総括監又は推進監（SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、リーダー（リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）並びに産業D X・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監（産業D X・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業D X・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）をいう。</p> <p>(9)～(21) 略</p>

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

第2条 佐賀県職員被服類貸与規程（昭和55年佐賀県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁各課等（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）の長、現地機関（知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。）の長及び労働委員会事務局長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁各課等（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）の長、現地機関（知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。）の長及び労働委員会事務局長をいう。</p>

（佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第3条 佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p>

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第4条 佐賀県職員の職務発明等に関する規程（平成2年佐賀県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義)	(定義)

改正前	改正後
<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(14) 略</p>	<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(14) 略</p>

（佐賀県本庁決裁等規程の一部改正）

第5条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 課長 政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）（政策総括監若しくは政策企画監及び当該政策総括監若しくは政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織又は政策企画監及び当該政策調企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、SSP総括監又は推進監（SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、リーダー（リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監（産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）並びに組織規則第23条第1項に規定する課長、センター長及び室長をいう。</p> <p>(6) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長、副センタ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 課長 政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）（政策総括監若しくは政策企画監及び当該政策総括監若しくは政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織又は政策企画監及び当該政策調企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、SSP総括監又は推進監（SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、リーダー（リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監（産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）並びに組織規則第23条第1項に規定する課長、センター長及び室長をいう。</p> <p>(6) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長、副センタ</p>

改正前			改正後		
<p>一長、副室長及び同条第2項に規定する企画主幹並びに組織規則第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項及び第27条の4第1項の規定により置かれた副課長及び企画主幹をいう。</p> <p>(7) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長並びに組織規則第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項及び第27条の4第1項の規定により置かれた係長をいう。</p>			<p>一長、副室長及び同条第2項に規定する企画主幹並びに組織規則第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項、<u>第27条の4第1項及び第27条の5第1項</u>の規定により置かれた副課長及び企画主幹をいう。</p> <p>(7) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長並びに組織規則第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項、<u>第27条の4第1項及び第27条の5第1項</u>の規定により置かれた係長をいう。</p>		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関する事務	略		旅行命令に関する事務	略	
	課長	課、センター若しくは室又は特定政策組織（政策総括監又は政策企画監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、		課長	課、センター若しくは室又は特定政策組織（政策総括監又は政策企画監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、

改正前			改正後		
		<p>S S P 総括監又は推進監及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該職員が指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業D X ・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の3項1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること</p>			<p>S S P 総括監又は推進監及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業D X ・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の3項1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること</p>
略			略		

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべ	部長専決事務	課長専決事務
-----	-------	------------	--------	--------

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべ	部長専決事務	課長専決事務
-----	-------	------------	--------	--------

改正前					改正後				
		き事務					き事務		
略					略				
港湾課	航路標識に関する事務	略			港湾課	航路標識に関する事務	略		
文化課	略				文化・観光局	交流人口の拡大に資する公の施設等に関する事務			交流人口の拡大に資する公の施設等に関する事務を処理すること
文化課	略				文化課	略			
略					略				
まなび課	図書館機能の充実及び推進に関する事務	略			まなび課	図書館機能の充実及び推進に関する事務	略		
まなび課	佐賀県少年自然の家に関する事務			佐賀県少年自然の家に関する事務	まなび課	佐賀県少年自然の家に関する事務			佐賀県少年自然の家に関する事務
まなび課	図書館協議会の委員の任免又は委嘱に関する事務	略			まなび課	図書館協議会の委員の任免又は委嘱に関する事務	略		
略					略				

改正前				改正後			
森林整備課	緑化の推進に関する事務	略		森林整備課	緑化の推進に関する事務	略	
森林整備課	21世紀県民の森に関する事務			1 21世紀県民の森の整備計画及び実施に関すること			
				2 21世紀県民の森の管理運営に関すること			
水産課	略			水産課	略		
略				略			

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。